

【子どものかかりやすい感染症について】（下表は学校保健法に定められたものです。）

医師が意見書を記入することが考えられる感染症

病名	登園の目安
麻疹（はしか）	解熱をした後、3日を過ぎてから。
百日咳	特有の咳がなくなってから、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
風疹（三日ばしか）	発疹が消えてから。
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫れが出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになってから。
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、結膜の充血などの主な症状が消えた後、2日経過していること。
流行性角結膜炎（はやり目）	結膜炎の症状が消えていること。
腸管出血性大腸菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められていること。
結核	医師により感染のおそれがないと認められていること。

医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

病名	登園の目安
溶連菌感染症	抗菌薬を開始後、24時間以上経過して、全身状態がよいこと。
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること。
手足口病	発熱や、口の中の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること。
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態がよいこと。
ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス感染症 ロタウイルス感染症 アデノウイルス感染症）	嘔吐、下痢などの症状が治まり、普段の食事が摂れること。
ヘルパンギーナ	発熱や、口の中の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が摂れること。
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消え、全身状態がよいこと。
带状疱疹	全ての発疹がかさぶたになっていること。
突発性発疹	熱が下がり機嫌がよく、全身状態がよいこと。

園で特に適切な対応が求められる感染症

※園で流行したり、家庭と連携した対応が求められたりする感染症など。

※治療期間中に登園を見合わせてもらう必要はありません。

アタマジラミ症	疥癬（かいせん）	伝染性軟属腫（水いぼ）
伝染性膿痂疹（とびひ）	B型肝炎	

★医師により指示があった場合は、この限りではありません。

★登園を再開する際には意見書または登園届をご提出ください。